

消費者だより

2023年1月号

不安をあおる「靈感商法」「開運商法」の トラブルに注意しましょう！

「運気を変えないと災いが起こる」「霊に取りつかれている」などと言って不安をあおり、高額な祈祷サービスや数珠、水晶玉などの商品を契約させるトラブルの相談が寄せられています。

事例1

雑誌広告を見て「願いが叶うブレスレット」を購入したら、後日、電話があり、悩みを伝えると「霊が取りついているので除霊する必要がある。高名な先生が除霊する」と言われた。不安になり除霊のための費用として130万円を振り込んだ。その後も高額な水晶玉や数珠をすすめられ購入した。返品し、返金して欲しい。

事例2

新聞の折り込みチラシを見て、ホテルで開催している無料の占いに出かけた。占いを受ける前に、名前や住所、両親の名前や家系図などを記入させられた。その後、易者に「あなたの家相がとても悪い。運気を変えないと災いが降りかかる。祈祷すれば解決する」と言われ不安になり、300万円の祈祷料を支払った。冷静に考えると高額なので断りたい。

■アドバイス

- ・悩みや身内の不幸など人の弱みに付け込んだ勧誘に注意しましょう。
- ・お金を多く払うことで運が開けたり、幸せになれるわけではありません。不安をあおるようなことを言われても安易に契約せず、きっぱりと断りましょう。
- ・誘われて出かけた先や電話で勧誘されて契約した場合は、解約できる可能性があります。また、不安をあおられながら勧誘を受けるなど、冷静に判断できない状態での契約は取り消すことができる場合もあります。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)